

あいち銀行「あいぎんA i ダイレクトご利用規定」新・旧対比表

改正前	改正後	改正理由
(～前段省略～) 第33条 準払法・合意管轄 この契約の契約準払法は日本法とします。この契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。 ***口座振替規定*** 1. 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。 この場合、預金規定、または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。 2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してさしつかえありません。 3. この契約を解除するときは、私から貴行に書面により届け出ます。 なお、この届け出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。 4. この預金口座振替について、かりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。 以上	(～前段省略～) 第33条 準払法・合意管轄 この契約の契約準払法は日本法とします。この契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。 ***口座振替規定*** 1. 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。 この場合、預金規定、または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出はしません。 2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してさしつかえありません。 3. この契約を解除するときは、私から貴行に書面により届け出ます。 なお、この届け出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。 4. この預金口座振替について、かりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。 以上	手形・小切手の取扱い改定に伴う「小切手」の記載削除。